〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕
［略］
〔単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率〕
［略］
〔国内基準に係る単体自己資本比率〕
［略］

第２　　第　　期中（　　年　　月　　日現在）中間貸借対照表

［表略］

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［(1)・(2)　略］

(3)　会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第213条から第218条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

［(4)・(5)　略］

(6)　持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第225条に規定する事項

(7)　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第222条（ただし、同条において準用する同令第８条の７第４項を除く。）に規定する有価証券に関する事項

［(8)～(14)　略］

(15)　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第226条及び第227条に規定するストック・オプションに関する事項

(16)　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第228条から第231条まで、第234条、第266条及び第298条に規定する企業結合に関する事項

(17)　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第232条、第233条及び第235条に規定する事業分離に関する事項

［(18)・(19)　略］

［２・３　略］

第３　［略］

第４　　第　　期中（年　月　日から／年　月　日まで）中間株主資本等変動計算書

［表略］

（記載上の注意）

［１～６　略］

７　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第316条から第319条までの規定に従い注記すること。

８　［略］

第５　［略］

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕
［同左］
〔単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率〕
［同左］
〔国内基準に係る単体自己資本比率〕
［同左］

第２　　第　　期中（　　年　　月　　日現在）中間貸借対照表

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

［(1)・(2)　同左］

(3)　会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条から第５条の２の５までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

［(4)・(5)　同左］

(6)　持分法損益等に関する中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の７に規定する事項

(7)　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の４（ただし、同条において準用する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の７第４項を除く。）に規定する有価証券に関する事項

［(8)～(14)　同左］

(15)　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の８及び第５条の９に規定するストック・オプションに関する事項

(16)　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の10から第５条の13まで、第５条の16、第30条及び第50条の３に規定する企業結合に関する事項

(17)　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の14、第５条の15及び第５条の17に規定する事業分離に関する事項

［(18)・(19)　同左］

［２・３　同左］

第３　［同左］

第４　　第　　期中（年　月　日から／年　月　日まで）中間株主資本等変動計算書

［同左］

（記載上の注意）

［１～６　同左］

７　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第65条から第68条までの規定に従い注記すること。

８　［同左］

第５　［同左］